

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第350回本審議会議事録

### 1 日 時

令和4年8月23日（火）10時25分～10時55分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

(公益代表委員)

衣笠委員、服部委員、村上委員

(労働者代表委員)

狼谷委員、上山委員、黒田委員、清水委員、鈴木委員、松井委員

(使用者代表委員)

青木委員、柴田委員、平岡委員、丸山委員

(事務局)

森實総務部長（労働局長事務代理）、樋口労働基準部長、的場賃金課長、中辻主任賃金指導官、  
武田賃金指導官、中島賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

### 4 審議事項

(1) 大阪府最低賃金の改正決定にかかる異議申出について

(2) その他

(開会 10時25分)

## 中辻主任賃金指導官

定刻より少し早いですが、出席予定委員が揃いましたので始めさせていただきます。

ただいまから、大阪地方最低賃金審議会第350回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員4名、計13名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

公益を代表する飯島委員、立見委員、森委員、使用者を代表する中野委員、古谷委員は、本日、所用のため御欠席です。

なお、局長不在のため、局長の事務代理の森實久美子総務部長が出席しております。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

## 服部会長

皆様おはようございます。

それでは、議事(1)大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について、に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

## 的場賃金課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から御説明いたします。

本年8月4日付けで、令和4年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見提出の公示を行ったところ、関係労働者から251件、関係使用者から1件の異議申出書が、大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長あてに提出されております。

また、第348回総会において、「大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」として、全大阪労働組合総連合取扱の団体及び個人署名の提出がありましたことを御紹介しましたが、同じ内容の要請書が、8月18日付けで新たに加盟労働組合11団体及び713筆の署名が提出されております。

異議申出書の原本は、全て公益委員の後ろのテーブルに置いております。

それでは、提出された異議申出について御紹介いたします。

時間の関係上、全てを御紹介できませんので、主要な事項について御紹介させていただきます。

資料1-1、全大阪労働組合総連合からの異議申立書を御覧ください。主要事項といたしまして3点ございます。

1点目、大阪府最低賃金の引上げ額31円、時間額1,023円とする答申については不服であり、再審議を求めるとともに、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。また、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2点目、最低賃金の引上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題であり、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見すること。

3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うこと。また意見陳述の機会を保障すること。

という内容でございます。

異議申出に至った主な理由としましては、1日8時間、週40時間働いても、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限の暮らし」ができる水準に至っていない。

地域間格差の是正、全国一律最低賃金制度の確立を求める声が強まっているが、大阪府の最低賃金と東京都の最低賃金との間にも大きな格差が残されている。新型コロナウイルスの感染症拡大が収まらない中、物価の高騰で労働者の生活がひっ迫している。今回の31円の引き上げでは足元の物価上昇による賃金目減り分補填できる額とはなっていない。

また、高齢化、人口減少が加速し、地域経済の疲弊を抑制し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要となる。

これらの理由から、再調査・審議を求める。

と述べられております。

そのほか、資料1-2としまして、大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書に寄せられたメッセージを抜粋して掲載しております。

続きまして、関係使用者からの異議申出について御紹介します。

資料2を御覧ください。

8月9日に一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されております。

異議申出の内容は、今回の地域別最低賃金の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ない。

令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻な状況であるとともに、未だに事態の収束が見通せない状況にある。

併せて昨年来より燃料価格の高騰に伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いており、一部事業者では、この間でタクシー事業を廃業したところもある。

タクシー運転者の賃金は、多くが歩合給制度をとっていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にある。このため、最低賃金が引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業を余儀なくされることが想定される。

このような大阪のタクシー業界の現状を理解いただき、この度の最低賃金の改定について再考をお願いする。

という内容でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

従いまして、ただいまから、これらの異議申出の取扱いについて、諮問を行います。

会長、総務部長、中央へお願いします。

（ 総務部長から諮問文を会長に手交する。 ）

（ 事務局から、諮問文（写）を各委員に配付する。 ）

**武田賃金指導官**

それでは、お配りしている諮問文の写しを読み上げます。

大労発基0823第1号 令和4年8月23日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 事務代理 総務部長 森實久美子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

本年8月4日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま、異議申出の取扱いについての諮問を受けました。

従いまして、ただいまより審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかの御意見をお伺いしたいと存じます。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 松井委員

労働者側委員を代表して意見を申し上げます。

事務局から御説明がありました異議申出の内容につきましては、現場からの貴重な意見であると受け止めたいと思っています。ですが、日程が限られた中、専門部会で大阪府域の経済指標などを勘案して、公労使三者で真摯な議論を行ってきた、その結果として8月4日に審議会で答申された内容については、尊重すべきであると考えています。

秋以降、日用品など生活消費財の値上げが予定されておりまして、物価高で労働者の生活が厳しい状況が続くのは、目に見えている状況です。それを考えますと、最低賃金額の水準としては、まだ十分なものではないと思っております。ただ、今年度の引き上げで大阪府の最低賃金額が1,000円を超えたということは、目指すべき水準に向けての前進が図られているように考えておりますので、再度の審議の必要はないと考えております。以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者を代表する委員いかがでしょうか。

## 平岡委員

今回、異議申立てをいただきました内容につきましては、何れも審議会において、できる限りの時間をかけて労使で真摯に協議したものと考えます。従いまして、使用者側といたしましても、本答申のとおりとすることが妥当であると考えております。ただ、長引くコロナ禍や急激な円安、あるいは資源高といった影響によって賃上げの原資が十分に確保できないと、苦しんでいる中小企業あるいは小規模事業者の方は数多くおられますので、こうした事業者への支援策の強化をはじめ、答申文に記載された附帯事項について、関係省庁が一体となって全力で取り組んでいただきたいということをご

の場で強くお願いしたいと思います。以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

## 衣笠委員

先ほど、事務局から、異議申出書の内容について御説明がございましたが、労働者側からは、大阪府最低賃金を早急に時間額1,500円以上とするべく再調査と審議を求めるとの申し出がなされました。

一方、使用者側からも、大幅な賃金の引き上げは事業の賃金支払能力を無視したものであるとして、最低賃金の改定について再考を求めるとの申し出がありました。

今年の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を行いました。

その結果、今年度は、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という地域別最低賃金の三要素を踏まえて、大阪の状況を概観し、引き続き経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも、重要な役割を果たしている最低賃金を引き上げること、また、女性および有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善する、という社会的要請に留意し、答申にも反映をいたしました。

また、最低賃金の改正が、長引くコロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援措置等について、早急な実施を政府に強く求めること。さらに、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進することなど、具体的な措置を求める内容を盛り込んでおります。

したがって、御提出のありました異議申出の内容、ただいまの労働者側委員、使用者側委員の御意見も踏まえ、当初から審議してまいりましたことからしますと、本年8月4日付けの答申どおり決定することが適当であると考えますが、いかがでしょうか。以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま、労働者代表委員、使用者代表委員及び衣笠会長代理より「本年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。」旨の御意見を出していただきました。皆様いかがでしょうか。御異議はございませんでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

ありがとうございます。

そういたしますと、当審議会といたしましては、先日の答申どおりという意見でよろしいですね。

( 異議なし )

## 服部会長

ありがとうございます。  
それでは、事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。  
準備ができるまで皆様しばらくお待ちください。

## 的場賃金課長

準備ができましたので、配付いたします。

( 事務局から答申文(案)を各委員に配付する。 )

## 服部会長

お手元に配られましたのが、答申の文案です。  
事務局で読み上げてください。

## 武田賃金指導官

読み上げさせていただきます。

令和4年8月23日

大阪労働局長 事務代理 総務部長 森實久美子殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

当審議会は、令和4年8月23日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月4日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。  
ただ今の内容で御異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

ありがとうございます。  
それでは、局長事務代理の総務部長に答申を行います。

( 会長から答申文を総務部長に手交する。 )

## 服部会長

続きまして、議事(2)のその他、に入ります。  
その他、事務局から何かございますでしょうか。

## 中辻主任賃金指導官

今後の日程について御説明いたします。

ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報の手続きを経まして、10月1日の発効の予定となっております。

また、昨日、8月22日から特定最低賃金7業種の審議に入っております。

9月下旬までを目途に、改正決定の必要性および金額について専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において、全会一致で議決された場合は、7月6日の第347回総会で御承認いただきました「専門部会の審議に関する了解事項」のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく「専門部会の審議に関する了解事項」のとおり、審議会へ報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。

総会の開催が必要となった場合には、委員へ開催通知を御案内いたします。

以上でございます。

## 服部会長

ただいまの事務局の御説明について、何か御質問ございますでしょうか。

( な し )

## 服部会長

それでは、その他、何かございませんか。  
労働者を代表する委員、何かございませんか。

( な し )

## 服部会長

使用者を代表する委員、何かございませんか。

( な し )

## 服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。  
本日はこれを持ちまして閉会とします。  
委員の皆様ありがとうございました。

(閉会 10時55分)